

令和元年度泉南市情報公開・個人情報保護制度運用状況

I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求

(1) 処理状況

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において、83件の公開請求がありました。

公開請求に対する処理状況をみると、全部公開が10件、一部公開が64件、非公開が2件、不存在が5件、取下げが2件で、公開率は97%です。

実施機関別情報公開処理状況

| 実施機関名 | 請求件数 | 請求者数 | 処理状況 | | | | | | |
|-------|----------|------|------|------|-----|-----|----|-----|---|
| | | | 全部公開 | 一部公開 | 非公開 | 不存在 | 延長 | 取下げ | |
| 市長 | 総合政策部 | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| | 総務部 | 5 | 4 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | |
| | 行革・財産活用室 | 14 | 5 | 5 | 7 | 1 | 1 | 6 | |
| | 市民生活環境部 | 12 | 8 | 2 | 9 | | | 2 | 1 |
| | 都市整備部 | 45 | 34 | | 44 | | 1 | | |
| | 小計 | 77 | 52 | 9 | 62 | 2 | 3 | 9 | 1 |
| 教育委員会 | 6 | 4 | 1 | 2 | | 2 | 2 | 1 | |
| 合計 | 83 | 56 | 10 | 64 | 2 | 5 | 11 | 2 | |

注) 公開率は、次の算出方法で行っています。

公開率 = (全部開示件数 + 一部開示件数)

÷ (請求件数 - 不存在件数 - 取下げ件数) × 100

(2) 一部公開、非公開の適用条項

一部公開または非公開と決定した事例について、適用した条項は、下表のとおりです。

| | | |
|------------------------|---------------------|----|
| 非公開及び一部公開件数 | | 71 |
| 条例第9条第1号 | 個人情報 | 10 |
| 条例第9条第2号 | 法令秘情報 | |
| 条例第9条第3号 | 公共の安全確保及び人権侵害に関する情報 | |
| 条例第10条第1号 | 国等と協力して行う事務事業関係 | |
| 条例第10条第2号 | 法人等の事業情報関係 | 3 |
| 条例第10条第3号 | 意思形成過程に係る情報 | |
| 条例第10条第4号 | 事業執行過程に係る情報関係 | |
| 条例第10条第5号 | 任意提供情報関係 | |
| 条例第9条第1号及び第10条第1号 | | 1 |
| 条例第9条第1号及び第10条第2号 | | 50 |
| 文書不存在 | | 5 |
| 文書不存在及び条例第9条第2号 | | 1 |
| 文書不存在並びに条例第10条第3号及び第5号 | | 1 |

2. 不服申立て

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において、不服申立てはありませんでした。

3. 情報公開請求の内容等

情報公開請求の処理状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

| 番号 | 請求 受付日 | 請求の内容又は請求文書名 | 実施機関名 | 決定日 | 決定内容 | 非公開等適用状況 | 公開方法 | 備考 |
|----|-----------|--|----------------|----------|------|----------|-------|----|
| 1 | H31.4.2 | 泉南市内全域 生産緑地の地番及び指定日がわかるもの | 都市整備部 都市政策課 | H31.4.11 | 一部公開 | 9-1 | 写しの送付 | |
| 2 | H31.4.17 | <p>1. 昭和46年頃、泉南市〇〇番等所在の樽井地区財産区所有の土地について、申請人らに対し土地を無償提供し、申請人らに使用貸借をさせることになった件についての一切の文書（それには下記（1）～（5）を含む）。</p> <p>（1）申請人らがその時提出した申請書、計画書、建築確認、承認したことのわかる文書</p> <p>（2）申請人らが建築物を建てることに関して、銀行その他融資をうけることについて協議ないし同意したことのわかる文書</p> <p>（3）（1）（2）の当時の担当職員がわかる文書一切</p> <p>（4）申請人らが建物の建築確認を得るために関係した泉南市の担当職員、</p> | 総合政策部 人事課 | H31.4.26 | 全部公開 | | 写しの交付 | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p><u>その他職務内容のわかる文書</u></p> <p>(5) 申請人の建物に対し、固定資産税等を課すにあたって建物を特定又は調査したことの担当職員が判る文書</p> <p>2. 申請人ら貸与土地の使用人、建物所有に対し、買取請求又は明渡し交渉をしたことわかる一切の文書（その報告書を含む）</p> <p>3. 申請人らに対し、任意交渉だけでなく調停、裁判その他法的な手続をすることを決めるに至ったことわかる一切の文書（顧問弁護士らのアドバイス、委任手続費用、契約内容等の書類、またその報酬契約、契約額の基準ないし根拠が判る文書、調停不成立の場合の提訴について財産区、市の所轄部の担当職員がわかる文書を含む）</p> | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|---|------------|---|----------|-----------|-----|---------------|--|------|
| 3 | H31. 4. 17 | <p>1. <u>昭和 46 年頃、泉南市〇〇番等所在の樽井地区財産区所有の土地について、申請人らに対し土地を無償提供し、申請人らに使用貸借をさせることになった件についての一切の文書（それには下記（1）～（5）を含む）。</u></p> <p>（1）申請人らがその時提出した申請書、計画書、建築確認、承認したことのわかる文書</p> <p><u>（2）申請人らが建築物を建てることに関して、銀行その他融資をうけることについて協議ないし同意したことのわかる文書</u></p> <p>（3）（1）（2）の当時の担当職員がわかる文書一切</p> <p>（4）申請人らが建物の建築確認を得るために関係した泉南市の担当職員、その他職務内容のわかる文書</p> <p>（5）申請人の建物に対し、固定資産税等を課すにあたって建物を特定又は調査したことの担当職員が判る文書</p> <p>2. <u>申請人ら貸与土地の使用者、建物所有に対し、買取請求又は明渡し交渉</u></p> | 行革・財産活用室 | R1. 5. 17 | 非公開 | 7-4、10-3、10-5 | | 期間延長 |
|---|------------|---|----------|-----------|-----|---------------|--|------|

| | | | | | | | | |
|---|------------|--|----------|-----------|------|--|-------|------|
| | | <p>をしたことわかる一切の文書（その報告書を含む）</p> <p>3. 申請人らに対し、任意交渉だけでなく調停、裁判その他法的手続をすることを決めるに至ったことわかる一切の文書（顧問弁護士らのアドバイス、委任手続費用、契約内容等の書類、またその報酬契約、契約額の基準ないし根拠が判る文書、調停不成立の場合の提訴について財産区、市の所轄部の担当職員のわかる文書を含む）</p> | | | | | | |
| 4 | H31. 4. 17 | <p>1. 昭和 46 年頃、泉南市〇〇番等所在の樽井地区財産区所有の土地について、申請人らに対し土地を無償提供し、申請人らに使用貸借をさせることになった件について一切の文書</p> <p>2. 申請人ら貸与土地の使用者、建物所有に対し、買取請求又は明渡し交渉をしたことわかる一切の文書（その報告書を含む）</p> <p>3. 申請人らに対し、任意交渉だけでなく調停、裁判その他法的手続をすることを決めるに至ったことわかる一切の文書（顧問弁護士らのアドバイ</p> | 行革・財産活用室 | R1. 5. 17 | 全部公開 | | 写しの交付 | 期間延長 |

| | | | | | | | | |
|---|------------|--|--------------|------------|------|----------|-------|------|
| | | ス、委任手続費用、契約内容等の書類、またその報酬契約、契約額の基準ないし根拠が判る文書、調停不成立の場合の提訴について財産区、市の所轄部の担当職員のわかる文書を含む) | | | | | | |
| 5 | H31. 4. 22 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | H31. 4. 24 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 6 | H31. 4. 23 | 1、廃棄物投棄差し止めの仮処分請求の内容 2、平成7年には大阪府公害審査会に調停申請の内容 3、平成9年に成立した和解の内容 4、和解条項の内容 5、 <u>水質検査の書類に区切りと頁ナンバーの表記及び一部資料の不存在がある</u> <u>が、その詳細の開示</u> 6、平成14年当該用地において土地開発公社経営健全化指針の内容 7、 <u>間口を広げるため、近隣地との一部交換による売買契約を締結している</u> <u>が、その内容が分かる資料</u> 8、廃棄物的土砂が存在したとあるが、その内容が分かる資料 9、平成15年度にこの土砂を処分した | 行革・財産活用室 | R1. 5. 24 | 非公開 | 7-4 | | 期間延長 |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <p>とあるが、その内容が分かる資料</p> <p>10、土地利用の方針の変更が必要とあるが、その内容が分かる資料</p> <p><u>11、民間への売却は行ってこなかったことを示す根拠</u></p> <p>12、「生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域」として指定された内容の分かる資料</p> <p>13、境界の復元（境界確定）やサウンディング試験（地盤調査）を実施したという内容</p> <p><u>14、行政目的もないという内容を示す資料</u></p> <p>15、普通財産へ引継されたもの裏付ける資料</p> <p>16、「本件土地に廃棄物があると認識した上で」とあるが、認識した根拠資料</p> <p>17、一般競争入札を行った根拠</p> | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|---|----------|--|----------|---------|------|-----|-------|------|
| 7 | H31.4.23 | <p><u>1、廃棄物投棄差し止めの仮処分請求の内容</u></p> <p><u>2、平成7年には大阪府公害審査会に調停申請の内容</u></p> <p><u>3、平成9年に成立した和解の内容</u></p> <p><u>4、和解条項の内容</u></p> <p>5、水質検査の書類に区切りと頁ナンバーの表記及び一部資料の不存在があるが、その詳細の開示</p> <p>6、平成14年当該用地において土地開発公社経営健全化指針の内容</p> <p>7、間口を広げるため、近隣地との一部交換による売買契約を締結しているが、その内容が分かる資料</p> <p><u>8、廃棄物的土砂が存在したとあるが、その内容が分かる資料</u></p> <p><u>9、平成15年度にこの土砂を処分したとあるが、その内容が分かる資料</u></p> <p>10、土地利用の方針の変更が必要とあるが、その内容が分かる資料</p> <p>11、民間への売却は行ってこなかったことを示す根拠</p> <p>12、「生活環境の保全上の支障が生じ</p> | 行革・財産活用室 | R1.5.24 | 一部公開 | 9-1 | 写しの交付 | 期間延長 |
|---|----------|--|----------|---------|------|-----|-------|------|

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <p>るおそれがあるものとして政令で定めるものの区域」として指定された内容の分かる資料</p> <p><u>13、境界の復元（境界確定）やサウンディング試験（地盤調査）を実施したという内容</u></p> <p>14、行政目的もないという内容を示す資料</p> <p>15、普通財産へ引継されたもの裏付ける資料</p> <p>16、「本件土地に廃棄物があると認識した上で」とあるが、認識した根拠資料</p> <p>17、一般競争入札を行った根拠</p> | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|---|------------|--|----------|-----------|------|--|-------|------|
| 8 | H31. 4. 23 | <p>1、廃棄物投棄差し止めの仮処分請求の内容</p> <p>2、平成7年には大阪府公害審査会に調停申請の内容</p> <p>3、平成9年に成立した和解の内容</p> <p>4、和解条項の内容</p> <p>5、水質検査の書類に区切りと頁ナンバーの表記及び一部資料の不存在があるが、その詳細の開示</p> <p><u>6、平成14年当該用地において土地開発公社経営健全化指針の内容</u></p> <p>7、間口を広げるため、近隣地との一部交換による売買契約を締結しているが、その内容が分かる資料</p> <p>8、廃棄物的土砂が存在したとあるが、その内容が分かる資料</p> <p>9、平成15年度にこの土砂を処分したとあるが、その内容が分かる資料</p> <p><u>10、土地利用の方針の変更が必要とあるが、その内容が分かる資料</u></p> <p>11、民間への売却は行ってこなかったことを示す根拠</p> <p><u>12、「生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあるものとして政令で定め</u></p> | 行革・財産活用室 | R1. 5. 24 | 全部公開 | | 写しの交付 | 期間延長 |
|---|------------|--|----------|-----------|------|--|-------|------|

| | | | | | | | | | |
|----|----------|--|------------------|---------|------|----------|--|-------|--|
| | | <p><u>るものの区域」として指定された内容の分かる資料</u></p> <p>13、境界の復元（境界確定）やサウンディング試験（地盤調査）を実施したという内容</p> <p>14、行政目的もないという内容を示す資料</p> <p><u>15、普通財産へ引継されたもの裏付ける資料</u></p> <p><u>16、「本件土地に廃棄物があると認識した上で」とあるが、認識した根拠資料</u></p> <p><u>17、一般競争入札を行った根拠</u></p> | | | | | | | |
| 9 | H31.4.26 | S46.4.1 現在の「泉南市職員構成表」において樽井財産区を所管していた担当課がわかる資料 | 総務部 総務課 | R1.5.10 | 全部公開 | | | 写しの交付 | |
| 10 | R1.5.8 | 住居表示台帳の平成31年1月1日から平成31年3月31日までの更新分、及び新築等受付簿の写し | 市民生活環境部 市民課 | R1.5.9 | 一部公開 | 9-1 | | 写しの送付 | |
| 11 | R1.5.8 | 泉南市信達岡中地内における採石許可に係る申請図面 | 市民生活環境部 産業観光課 | R1.5.9 | 全部公開 | | | 写しの送付 | |
| 12 | R1.5.8 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.5.13 | 一部公開 | 9-1、10-2 | | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------|--|------------------|---------|------|----------|-------|------|
| 13 | R1.5.16 | 泉南阪南共立火葬場指定管理者の選定 で候補者各グループ・会社の提案書・ 見積書・採点結果についての公文書の 公開 | 市民生活環境部 環境整備課 | R1.6.3 | 一部公開 | 10-2 | 写しの送付 | 期間延長 |
| 14 | R1.5.21 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.5.27 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 15 | R1.5.24 | 1、鑑定評価書（使用しなかった分）調 H29-0001号とは別の分 2、「不燃物置場」の裁判での弁護士 費用 公金支出返還請求事件（平成30年 （○）第○号事件） | 行革・財産活用室 | R1.6.4 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 16 | R1.5.27 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.5.30 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 17 | R1.5.27 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.6.3 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 18 | R1.6.4 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.6.7 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 19 | R1.6.10 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.6.12 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 20 | R1.6.12 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.6.13 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 21 | R1.6.12 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.6.19 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---|----------------|---------|------|----------|-------|--|
| 22 | R1.7.10 | 泉南市〇〇番所在のパチンコ店の運営会社及び同店の建物所有者が、屋外広告物条例・同施行規則に基づいて泉南市に提出した屋外広告物許可申請書（新規・継続）及び屋外広告物安全点検報告書。 上記申請書及び報告書の提出がない場合は、その旨の回答書。 | 都市整備部 審査指導課 | R1.7.18 | 非公開 | 7-4 | | |
| 23 | R1.7.18 | 住居表示台帳の平成31年4月1日から令和元年6月30日までの更新分、及び新築等受付簿の写し | 市民生活環境部 市民課 | R1.7.24 | 一部公開 | 9-1 | 写しの送付 | |
| 24 | R1.7.18 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.7.25 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 25 | R1.8.1 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.8.7 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 26 | R1.8.2 | 固定資産税標準宅地（泉南市〇〇番）の鑑定書および標準宅地調書等付随する書類一式 | 総務部 税務課 | R1.8.8 | 一部公開 | 9-1、10-1 | 写しの送付 | |
| 27 | R1.8.6 | 共有山登記名義の取扱いについて上記に関する覚書（平成18年当時） | 行革・財産活用室 | R1.8.9 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|--------|---|--------------|---------|------|----------|-------|--|
| 28 | R1.8.7 | <p>首池（泉南市〇〇番）の売却に関する件</p> <p>1、当該土地の2017年5月1日売却により、かけたコストとの差はいくらか。</p> <p>イ、売却までにかけた費用はいくらになるのか。</p> <p>ロ、その差額の処理方法は</p> <p>ハ、市は2008年、2009年度にかけて公社から8億2662万2367円買戻しを行った。</p> <p>A、その財源はどうしたのか。</p> <p>B、買戻し後から売却までの銀行等への今までの金利負担の実額はいくらか。</p> | 行革・財産活用室 | R1.8.19 | 全部公開 | | 写しの交付 | |
| 29 | R1.8.7 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.8.13 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|--------|--|---------|---------|-----|-----|--|--|
| 30 | R1.8.9 | <p>1. 市内の全施設（市庁舎、小中学校、消防署、病院、公民館、等の全て）におけるテレビの台数が分かる文書と<u>テレビ購入時の購入契約書、もしくは購入日の分かる文書</u></p> <p>2. 1のテレビのうちNHKと受信契約をしているものがある場合、契約しているテレビ全てのNHKとの放送受信契約の契約書</p> <p>3. 市名義で所有または契約しているワンセグ機能の付いた携帯電話およびスマートフォンの契約書、もしくは台数・購入（契約）年月日がわかる文書</p> <p>4. <u>市が保有する全公用車のうち、ワンセグ・フルセグ機能の付いたカーナビゲーションが付いている車両の台数およびカーナビゲーションの購入日が分かる文書</u></p> <p>5. <u>3と4について、現在NHKとワンセグ・フルセグでの受信について受信契約がされているものがある場合、その全てのおいての契約書</u></p> | 総務部 総務課 | R1.8.23 | 非公開 | 7-4 | | |
|----|--------|--|---------|---------|-----|-----|--|--|

| | | | | | | | | |
|----|--------|--|---------|---------|------|----------|-------|--|
| 31 | R1.8.9 | <p>1. <u>市内の全施設（市庁舎、小中学校、消防署、病院、公民館、等の全て）におけるテレビの台数が分かる文書とテレビ購入時の購入契約書、もしくは購入日の分かる文書</u></p> <p>2. <u>1のテレビのうちNHKと受信契約をしているものがある場合、契約しているテレビ全てのNHKとの放送受信契約の契約書</u></p> <p>3. <u>市名義で所有または契約しているワンセグ機能の付いた携帯電話およびスマートフォンの契約書、もしくは台数・購入（契約）年月日がわかる文書</u></p> <p>4. 市が保有する全公用車のうち、ワンセグ・フルセグ機能の付いたカーナビゲーションが付いている車両の台数およびカーナビゲーションの購入日が分かる文書</p> <p>5. 3と4について、現在NHKとワンセグ・フルセグでの受信について受信契約がされているものがある場合、その全てのおいての契約書</p> | 総務部 総務課 | R1.8.23 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
|----|--------|--|---------|---------|------|----------|-------|--|

| | | | | | | | | |
|----|--------|---|----------------|---------|-----|-----|--|------|
| 32 | R1.8.9 | <p>1. 市内の全施設（市庁舎、小中学校、消防署、病院、公民館、等の全て）におけるテレビの台数が分かる文書と<u>テレビ購入時の購入契約書、もしくは購入日の分かる文書</u></p> <p>2. 1のテレビのうちNHKと受信契約をしているものがある場合、契約しているテレビ全てのNHKとの放送受信契約の契約書</p> <p>3. <u>市名義で所有または契約しているワンセグ機能の付いた携帯電話およびスマートフォンの契約書、もしくは台数・購入（契約）年月日がわかる文書</u></p> <p>4. <u>市が保有する全公用車のうち、ワンセグ・フルセグ機能の付いたカーナビゲーションが付いている車両の台数およびカーナビゲーションの購入日が分かる文書</u></p> <p>5. <u>3と4について、現在NHKとワンセグ・フルセグでの受信について受信契約がされているものがある場合、その全てのおいての契約書</u></p> | 教育委員会 教育総務課 | R1.9.10 | 非公開 | 7-4 | | 期間延長 |
|----|--------|---|----------------|---------|-----|-----|--|------|

| | | | | | | | | |
|----|--------|---|----------------|---------|------|-----|-------|------|
| 33 | R1.8.9 | <p>1. <u>市内の全施設（市庁舎、小中学校、消防署、病院、公民館、等の全て）におけるテレビの台数が分かる文書とテレビ購入時の購入契約書、もしくは購入日の分かる文書</u></p> <p>2. <u>1のテレビのうちNHKと受信契約をしているものがある場合、契約しているテレビ全てのNHKとの放送受信契約の契約書</u></p> <p>3. 市名義で所有または契約しているワンセグ機能の付いた携帯電話およびスマートフォンの契約書、もしくは台数・購入（契約）年月日がわかる文書</p> <p>4. 市が保有する全公用車のうち、ワンセグ・フルセグ機能の付いたカーナビゲーションが付いている車両の台数およびカーナビゲーションの購入日が分かる文書</p> <p>5. 3と4について、現在NHKとワンセグ・フルセグでの受信について受信契約がされているものがある場合、その全てのおいての契約書</p> | 教育委員会 教育総務課 | R1.9.10 | 一部公開 | 9-1 | 写しの交付 | 期間延長 |
|----|--------|---|----------------|---------|------|-----|-------|------|

| | | | | | | | | |
|----|---------|---|------------------|----------|------|----------|-------|------|
| 34 | R1.8.19 | 平成31年1月1日から令和元年6月30日までに付定であった分の泉南市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳または位置図 | 市民生活環境部 市民課 | R1.8.21 | 一部公開 | 9-1 | 写しの送付 | |
| 35 | R1.8.26 | 泉南市信達岡中 砕石場 砕石法による許認可書類一式、立入指導書 | 市民生活環境部 産業観光課 | R1.9.24 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | 期間延長 |
| 36 | R1.8.28 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.9.4 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 37 | R1.9.5 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.9.11 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 38 | R1.9.13 | 泉南市内の水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の届出がある事業所名及び住所 | 市民生活環境部 環境整備課 | | 取り下げ | | | |
| 39 | R1.9.26 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.9.27 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 40 | R1.9.26 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.10.10 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|------------|---|------------------|------------|------|----------|-------|--|
| 41 | R1. 9. 30 | H17年度からH30年度までの環境整備課のし尿処理チケットの歳入と歳出の会計まとめ、課単体での単年度ごとの決算報告 | 市民生活環境部 環境整備課 | R1. 10. 9 | 全部公開 | | 写しの交付 | |
| 42 | R1. 10. 11 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1. 10. 18 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 43 | R1. 10. 16 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1. 10. 21 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 44 | R1. 10. 23 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1. 10. 25 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 45 | R1. 11. 13 | 住居表示台帳の平成31年7月1日から令和元年9月30日までの更新分、及び新築等受付簿の写し | 市民生活環境部 市民課 | R1. 11. 15 | 一部公開 | 9-1 | 写しの送付 | |
| 46 | R1. 11. 13 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1. 11. 18 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 47 | R1. 11. 18 | 中規模小売店舗 要綱の届出書一式 住所：泉南市〇〇番 届出：平成14年 | 市民生活環境部 産業観光課 | R1. 11. 27 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの送付 | |
| 48 | R1. 11. 28 | 泉南市通学区域住所一覧 | 教育委員会 学務課 | | 取り下げ | | | |

| | | | | | | | | |
|----|----------|--|--------------|----------|------|----------|-------|------|
| 49 | R1.12.17 | ①：土地・家屋課税台帳の電磁的記録 ②：①が不存在、又は開示が不可能の場合は、課税台帳以外の文書で、泉南市内の土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録。 | 総務部 税務課 | R2.1.9 | 非公開 | 7-4、9-2 | 写しの送付 | 期間延長 |
| 50 | R1.12.17 | ①：土地・家屋課税台帳の電磁的記録 ②：①が不存在、又は開示が不可能の場合は、課税台帳以外の文書で、泉南市内の土地・家屋の登記情報のうち、 <u>登記名義人(泉南市のみ)、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録。</u> | 行革・財産活用室 | R2.1.14 | 全部公開 | | 写しの送付 | 期間延長 |
| 51 | R1.12.17 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.12.23 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 52 | R1.12.17 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R1.12.23 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 53 | R1.12.23 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.1.9 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------|--|----------------|---------|------|----------|-------|--|
| 54 | R2.1.10 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.1.21 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 55 | R2.1.14 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.1.24 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 56 | R2.1.17 | 住居表示台帳の令和元年10月1日から 令和元年12月31日までの更新分、及 び新築等受付簿の写し | 市民生活環境部 市民課 | R2.1.22 | 一部公開 | 9-1 | 写しの送付 | |
| 57 | R2.1.20 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.1.27 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 58 | R2.1.21 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.1.28 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 59 | R2.1.31 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.2.6 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 60 | R2.1.31 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.2.7 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 61 | R2.2.3 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.2.6 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 62 | R2.2.3 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.2.7 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 63 | R2.2.3 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.2.7 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 64 | R2.2.10 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.2.18 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|---|--------------|-----------|------|----------|-------|--|
| 65 | R2. 2. 17 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2. 2. 26 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 66 | R2. 2. 26 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2. 3. 3 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 67 | R2. 2. 27 | 首池売却をした経過・流れがわかる資料 | 行革・財産活用室 | R2. 3. 6 | 全部公開 | | 写しの交付 | |
| 68 | R2. 2. 27 | 令和2年度小学校「保険」「道徳」教科書採択に係わる <u>1. 採択会議の議事録</u> <u>2. 調査委員会（選定委員会）報告書</u> <u>3. 調査委員（選定委員）名簿</u> 4. 専門委員名簿 | 教育委員会 指導課 | R2. 3. 11 | 全部公開 | | 写しの送付 | |
| 69 | R2. 2. 27 | 令和2年度小学校「保険」「道徳」教科書採択に係わる 1. 採択会議の議事録 2. 調査委員会（選定委員会）報告書 3. 調査委員（選定委員）名簿 <u>4. 専門委員名簿</u> | 教育委員会 指導課 | R2. 3. 11 | 非公開 | 7-4 | 写しの送付 | |
| 70 | R2. 2. 27 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2. 3. 3 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 71 | R2. 3. 2 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2. 3. 11 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---|----------------|---------|------|----------|-------|--|
| 72 | R2.3.6 | 首池を一般競争入札によって売却した資料（相手側に所有権がわたったこと のわかるもの） | 行革・財産活用室 | R2.3.13 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 73 | R2.3.10 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.3.13 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 74 | R2.3.12 | 2019年7月1日から2019年12月31日 までに付定のあった分の泉南市住居表 示に関する条例第3条・同規則に基づ く住居表示実施地区の新築届・付番通 知書等、新設物件の付定日（受付日）・ 町名・住居番号・地番の明記されてい る資料と該当の住居表示台帳または位 置図 | 市民生活環境部 市民課 | R2.3.17 | 一部公開 | 9-1 | 写しの送付 | |
| 75 | R2.3.12 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.3.17 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 76 | R2.3.13 | 砂川駅下り（西）の一つ目の交差点を 左にまがったところのうらの土地と、 その前の土地との等価交かんに関する 資料 | 都市整備部 道路課 | R2.3.27 | 一部公開 | 10-2 | 写しの交付 | |
| 77 | R2.3.16 | 首池の売却の為の募集入札実施要領等 の配付資料 応募者（3社）の提出資料 | 行革・財産活用室 | R2.3.23 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 78 | R2.3.19 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.3.26 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---|----------------|---------|------|----------|-------|--|
| 79 | R2.3.23 | 境界確定図 | 都市整備部 道路課 | R2.3.26 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 80 | R2.3.24 | 2020年3月24日会議録、樽井財産区議 事録 | 行革・財産活用室 | R2.4.6 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 81 | R2.3.27 | 泉南市〇〇番に係る鑑定書 | 行革・財産活用室 | R2.4.10 | 一部公開 | 9-1、10-2 | 写しの交付 | |
| 82 | R2.3.30 | 小学校、中学校を対象に過去3年分の 建築基準法第12条に基づく防火設備 の定期調（検）査報告書 | 教育委員会 教育総務課 | R2.4.8 | 一部公開 | 9-1 | 写しの送付 | |
| 83 | R2.3.31 | 道路占用許可申請書（平成4年5月26 日許可分 泉南土占第25号） | 都市整備部 道路課 | R2.4.8 | 一部公開 | 10-2 | 写しの交付 | |

Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

1．個人情報開示等の請求

処理状況

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において、12件の開示請求がありました。訂正、削除、目的外利用等の中止の請求はありませんでした。

開示請求に対する処理状況をみると、全部開示が5件、一部開示が5件、非公開が1件、不存在が1件で、開示率は91%となっています。

実施機関別自己情報開示処理状況

| 実施機関名 | 請求 件数 | 請求 者数 | 処理状況 | | | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|-----|-----|----|-----|--|
| | | | 全部 開示 | 一部 開示 | 非開示 | 不存在 | 延長 | 取下げ | |
| 市長 | 総務部 | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| | 行革・財産活用室 | 4 | 1 | | 2 | 1 | 1 | 1 | |
| | 市民生活環境部 | 3 | 3 | 1 | 2 | | | | |
| | 健康福祉部 | 3 | 3 | 3 | | | | 1 | |
| | 都市整備部 | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 合計 | 12 | 9 | 5 | 5 | 1 | 1 | 2 | | |

注) 開示率は、次の算出方法で行っています。

開示率 = (全部開示件数 + 一部開示件数)

÷ (請求件数 - 不存在件数 - 取下げ件数) × 100

2．不服申立て

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において、不服申立てはありませんでした。

3. 個人情報取扱事務

条例第6条第1項の規定に基づく届出状況について

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において、届出はありませんでした。

実施機関別届出件数（令和2年3月31日現在）

| 実施機関名 | | 届出件数 | 実施機関名 | 届出件数 |
|-------|----------|------|------------------|------|
| 市長 | 総合政策部 | 48 | 教育委員会 | 124 |
| | 総務部 | 44 | 選挙管理委員会 | 15 |
| | 行革・財産活用室 | 2 | 公平委員会 | 1 |
| | 市民生活環境部 | 72 | 監査委員事務局 | 1 |
| | 健康福祉部 | 263 | 農業委員会 | 18 |
| | 都市整備部 | 63 | 固定資産評価審査委員会 | 2 |
| | 会計課 | 1 | 水道事業管理者の権限を有する市長 | 6 |
| | 上下水道部 | 8 | 議会 | 3 |
| 小計 | | 501 | 合計 | 671 |

4. 個人情報開示等の請求内容等

個人情報保護制度開示請求処理状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

| 番号 | 請求 受付日 | 請求の内容又は請求文書名 | 実施機関名 | 決定日 | 決定内容 | 非公開等適用状況 | 公開方法 | 備考 |
|----|-----------|---|------------------|----------|------|----------|-------|------|
| 1 | H31.4.15 | 〇〇にかかる主治医意見書 | 健康福祉部 長寿社会推進課 | R1.5.16 | 全部開示 | | 写しの交付 | 期間延長 |
| 2 | H31.4.17 | <p>1. 昭和46年頃、泉南市〇〇番等所在の樽井地区財産区所有の土地について、申請人らに対し土地を無償提供し、申請人らに使用貸借をさせることになった件についての一切の文書（それには下記（1）～（5）を含む）。</p> <p>（1）申請人らとその時提出した申請書、計画書、建築確認、承認したことのわかる文書</p> <p>（2）申請人らが建築物を建てることに関して、銀行その他融資をうけることについて協議ないし同意したことのわかる文書</p> <p>（3）（1）（2）の当時の担当職員がわかる文書一切</p> <p>（4）申請人らが建物の建築確認を得るために関係した泉南市の担当職員、その他職務内容のわかる文書</p> | 総務部 税務課 | H31.4.26 | 全部開示 | | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | <p>(5) 申請人の建物に対し、固定資産税等を課すにあたって建物を特定又は調査したことの担当職員が判る文書</p> <p>2. 申請人ら貸与土地の使用者、建物所有に対し、買取請求又は明渡し交渉をしたことのおかる一切の文書（その報告書を含む）</p> <p>3. 申請人らに対し、任意交渉だけでなく調停、裁判その他法的手続をすることを決めるに至ったことのおかる一切の文書（顧問弁護士らのアドバイス、委任手続費用、契約内容等の書類、またその報酬契約、契約額の基準ないし根拠が判る文書、調停不成立の場合の提訴について財産区、市の所轄部の担当職員のおかる文書を含む）</p> | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|---|----------|---|----------------|----------|------|--------|-------|--|
| 3 | H31.4.17 | <p>1. 昭和 46 年頃、泉南市〇〇番等所在の樽井地区財産区所有の土地について、申請人らに対し土地を無償提供し、申請人らに使用貸借をさせることになった件についての一切の文書（それには下記（1）～（5）を含む）。</p> <p><u>（1）申請人らがその時提出した申請書、計画書、建築確認、承認したことのわかる文書</u></p> <p>（2）申請人らが建築物を建てることに関して、銀行その他融資をうけることについて協議にないし同意したことのわかる文書</p> <p>（3）（1）（2）の当時の担当職員がわかる文書一切</p> <p>（4）申請人らが建物の建築確認を得るために関係した泉南市の担当職員、その他職務内容のわかる文書</p> <p>（5）申請人の建物に対し、固定資産税等を課すにあたって建物を特定又は調査したことの担当職員が判る文書</p> <p>2. 申請人ら貸与土地の使用人、建物所有に対し、買取請求又は明渡し交渉をしたことわかる一切の文書（その報告書を含む）</p> | 都市整備部 審査指導課 | H31.4.26 | 一部開示 | 13-1-4 | 写しの交付 | |
|---|----------|---|----------------|----------|------|--------|-------|--|

| | | | | | | | | |
|---|----------|---|----------|---------|------|--------|-------|------|
| | | <p>3. 申請人らに対し、任意交渉だけでなく調停、裁判その他法的手続をすることを決めるに至ったこと^のわかる一切の文書（顧問弁護士らのアドバイス、委任手続費用、契約内容等の書類、またその報酬契約、契約額の基準ないし根拠が判る文書、調停不成立の場合の提訴について財産区、市の所轄部の担当職員のわかる文書を含む）</p> | | | | | | |
| 4 | H31.4.17 | <p>1. 昭和46年頃、泉南市〇〇番等所在の樽井地区財産区所有の土地について、申請人らに対し土地を無償提供し、申請人らに使用貸借をさせることになった件についての一切の文書（それには下記（1）～（5）を含む）。</p> <p><u>2. 申請人ら貸与土地の使用者、建物所有に対し、買取請求又は明渡し交渉をしたこと^のわかる一切の文書（その報告書を含む）</u></p> <p>3. 申請人らに対し、任意交渉だけでなく調停、裁判その他法的手続をすることを決めるに至ったこと^のわかる一切の文書（顧問弁護士らのアドバイス、<u>委任手続費用、契約内容等の書類</u>、またその報酬契約、契約額の基準</p> | 行革・財産活用室 | R1.5.17 | 一部開示 | 13-1-4 | 写しの交付 | 期間延長 |

| | | | | | | | | |
|---|---------|--|----------------|---------|------|--------|-------|--|
| | | ないし根拠が判る文書、調停不成立の場合の提訴について財産区、市の所轄部の担当職員のわかる文書を含む) | | | | | | |
| 5 | R1.5.8 | 〇〇の日常生活用具（ストーマ）給付に関する書類 | 健康福祉部 障害福祉課 | R1.5.10 | 全部開示 | | 写しの交付 | |
| 6 | R1.5.15 | 平成31年3月29日の住民票の写しについての請求書の写し | 市民生活環境部 市民課 | R1.5.16 | 全部開示 | | 写しの交付 | |
| 7 | R1.6.10 | <p><u>1. 昭和30年以降、本件樽井地区の土地管理をしていた責任者及び請負工事等、平成29年第3回定例会議事録記載の日程第10、議案第3号の審議中に出てくる〇〇との土地紛争及び解決の経緯がわかる文書一切</u></p> <p>2. 泉南市樽井地区所有の原告使用の土地（地番：泉南市〇〇番）について、平成18年7月25日頃に行なわれた説明会の配付資料一切</p> <p>3. その後の被告に対する交渉経過がわかる文書一切</p> | 行革・財産活用室 | R1.6.24 | 一部開示 | 13-1-4 | 写しの交付 | |

| | | | | | | | | |
|---|---------|--|----------|---------|-----|--------|--|--|
| 8 | R1.6.10 | <p>1. 昭和30年以降、本件樽井地区の土地管理をしていた責任者及び請負工事等、平成29年第3回定例会議事録記載の日程第10、議案第3号の審議中に出てくる〇〇との土地紛争及び解決の経緯がわかる文書一切</p> <p><u>2. 泉南市樽井地区所有の原告使用の土地（地番：泉南市〇〇番）について、平成18年7月25日頃に行なわれた説明会の配付資料一切</u></p> <p>3. その後の被告に対する交渉経過がわかる文書一切</p> | 行革・財産活用室 | R1.6.24 | 非公開 | 16-4 | | |
| 9 | R1.6.10 | <p>1. 昭和30年以降、本件樽井地区の土地管理をしていた責任者及び請負工事等、平成29年第3回定例会議事録記載の日程第10、議案第3号の審議中に出てくる〇〇との土地紛争及び解決の経緯がわかる文書一切</p> <p>2. 泉南市樽井地区所有の原告使用の土地（地番：泉南市〇〇番）について、平成18年7月25日頃に行なわれた説明会の配付資料一切</p> <p><u>3. その後の被告に対する交渉経過がわかる文書一切</u></p> | 行革・財産活用室 | R1.6.24 | 非公開 | 13-1-3 | | |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|------------------------------------|------------------|-----------|------|---------------|-------|--|
| 10 | R1. 10. 3 | 9/9or9/10～10/3 相談内容の書類 | 市民生活環境部 産業観光課 | R1. 10. 9 | 一部開示 | 13-1-4 | 写しの交付 | |
| 11 | R1. 12. 3 | 令和元年 11 月 29 日の戸籍謄本等の写しについての請求書の写し | 市民生活環境部 市民課 | R1. 12. 5 | 一部開示 | 13-1-1、13-1-4 | 写しの交付 | |
| 12 | R2. 3. 12 | 〇〇にかかる要介護認定調査票及び主治医意見書 | 健康福祉部 長寿社会推進課 | R2. 3. 19 | 全部開示 | | 写しの交付 | |

- ※泉南市個人情報保護条例 第 1 3 条第 1 項第 1 号 法令等の規定により開示することができないとされているもの
- 第 1 3 条第 1 項第 3 号 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- 第 1 3 条第 1 項第 4 号 本人以外のものに関する情報が含まれている場合であって、開示することにより本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの
- 第 1 6 条第 4 項 個人情報記録された公文書が不存在であるため開示できない場合